

西日本の各県の教育振興基本計画における 「学校と地域との連携・協働」に関する方針にみられる特質と課題

市田 敏之・住岡 敏弘・滝沢 潤・三山 緑
藤村 祐子・藤本 駿・小早川倫美・黒木 貴人

要旨：本研究は、「学校と地域の連携・協働」に関する国の政策動向及びそれに基づき進められる西日本6県の「学校と地域の連携・協働」に関する方針を整理・分析し、その特質と課題について明らかにすることを目的としている。

2000年代前半に学校評議員制度及び学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）が制度化され、2006年の改正教育基本法第13条には「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」が新設された。同法第17条にて策定義務化された国の教育振興基本計画においても、学校が地域と連携を図っていくことが目標として掲げられ、その後の中教審答申及び首相直属の教育再生実行会議の議論に基づく法改正ではコミュニティ・スクールの拡充を図っていくことが求められるようになった。

今回取り上げた西日本6県における教育振興基本計画においては、それぞれの地域の実情に応じて多様な学校と地域との連携・協働に関する取り組みの方針を確認することができたが、その特徴として次の事柄が指摘できる（1）各地域に従前より存在している関係性や取り組みを基盤としている、（2）教育分野に留まらず、地域全体の問題として幅広く取り組まれている様子が散見される、（3）「学校と地域との連携・協働」には学校のため、地域のためという2つの方向性があり、それぞれの地域の実情に応じてそのバランスや具体的施策内容に差が見られる。

国は、各県がより効果的に施策を進められるような体制づくりをしていく必要があると言える。

キーワード：学校と地域との連携・協働、教育振興基本計画、地方教育行政、
コミュニティ・スクール、地域づくり

1. はじめに

近年、人口減少・高齢化、グローバル化の進展、地域間格差が叫ばれる中、学校と地域との関係性が見直しが進められている。そのような状況を踏まえて、2015（平成27）年12月に中央教育審議会は「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）」（以下、「地域連携」答申と略記）を示したが、そこではこれからの学校と地域の目指すべき連携・協働の姿として、次のように述べられている。「これからの公立学校は、『開かれた学校』から更に一步踏み出し、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子供たちを育む『地域と

ともにある学校』へと転換していくことを目指して、取組を推進していくことが必要である¹⁾。」このような国の方向性を踏まえて、各自治体における学校と地域との新たな関係性の在り方が模索され、現在様々な施策が実施されている。

本研究では、「学校と地域の連携・協働」に関する国の政策動向及びそれに基づき進められる西日本6県の「学校と地域の連携・協働」に関する方針を整理・分析し、その特徴と課題について明らかにする。特に、教育基本法第17条の規定に基づき国が策定し、それを参酌した上で各自治体においても策定の努力義務が課せられている「教育振興基本計画」に示される内容を一つの視点として分析を進める。

「学校と地域との連携・協働」に関する研究は、実践研究や事例報告が圧倒的に多い。また、これ

まで「学校と地域社会の連携」は主として社会教育の領域で検討がなされてきた²⁾。近年では先述の「地域連携」答申及びそれに前後する時期の各種議論を受けて、教育経営学や教育行政学分野における研究成果も見られるが³⁾、本研究が志向するように各地方における「学校と地域との連携・協働」の政策を整理・比較・検討し、その政策意義を問うような研究は未だ活発に行われている状況にない。「地域主権」や「地方創成」の名のもとに、国として学校と地域をつなごうとする政策が進められている昨今、国全体の教育計画を踏まえた上で「学校と地域との連携・協働」が各地方において具体的にどのような方向性で進められようとしており、具現化されているのかを問うことは、今後の教育行政学・教育制度論研究においても重要な意義を有すると考えられる。

本研究においては、まず「学校と地域との連携・協働」に関する国全体の施策方向性について、法改正や各種答申の内容から整理する。その上で、今回は三重県・滋賀県・広島県・香川県・島根県・大分県における「学校と地域との連携・協働」に関する施策状況をそれぞれ整理し、比較・検討する。この6県はそれぞれ都市圏の周辺に位置している、県内における過疎化等の深刻な問題を抱えているなどの特徴を有しており、地方における「学校と地域との連携・協働」の具体的様相を探る上でも格好の素材であると言える。

(黒木貴人)

2. 学校と地域との連携・協働に関する国の施策の動向

(1) 教育基本法における新たな規定と教育振興基本計画

2006(平成18)年に改正された教育基本法は、詳細な教育の目標規定(第2条)、大学(第7条)や家庭教育(第10条)などの規定が新設され、全面改正となる中で、学校と地域の連携・協働に関しても、新たに以下のような規定(第13条)が設けられた。

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

この規定は、すでに2000(平成12)年の学校教育法施行規則の改正による学校評議員制度、さらには、2004(平成16)年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正による学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)などによって推進されてきた、地域住民・保護者の学校参加、あるいは学校との連携・協働を「教育憲法的性格」を持つとされる教育基本法において根拠づけたと言えるものである。実際、教育基本法の国会審議において、同条の具体的な施策として上記二つの制度があげられていた⁴⁾。

また、周知の通り改正教育基本法には、新設の重要規定として第17条(教育振興基本計画)がある。これは、改正教育基本法の理念を具体的に実現するため、10年先を見据えた5年間の計画として策定されるものである。同条は、その第二項において地方公共団体は国の定める計画を参酌するとされ、国の計画(方針)に基づき、地方においてもこれまで以上に様々な施策が推進される可能性が高まった。すなわち、この計画において示される国レベルでの「学校と地域の連携・協働」に関する方針が地方においても重要な意味を持つこととなった。

改正教育基本法第17条に基づいて初めて策定された第1期教育振興基本計画(2008(平成20)年度から2012(平成24)年度)においては、基本的方向の第一に「社会全体で教育の向上に取り組む」が掲げられ、「基本的方向に基づき今後5年間に取り組むべき施策」において、上述した同法13条の主旨である学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力を社会に定着させるために「1 学校・家庭・地域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる」方途として以下の事項があげられた。

- ①地域ぐるみで学校を支援し子どもたちをはぐくむ活動の推進
- ②家庭・地域と一体になった学校の活性化

- ③放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動等の場づくり
- ④青少年を有害環境から守るための取組の推進
- ⑤関係機関の連携による子ども、若者、家庭等に関する支援の推進
- ⑥企業等と教育関係者の相互理解・連携・協力の拡大

これらのうち、特に①「地域ぐるみで学校を支援し子どもたちをはぐくむ活動の推進」については、「学校支援地域本部」をはじめ、地域住民のボランティア活動等による積極的な学校支援の取組を促すとされた。また、②「家庭・地域と一体になった学校の活性化」においては、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の設置促進に取り組むとされた。③「放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動等の場づくり」では、広く全国の小学校区で、「放課後子どもプラン」等の放課後等の子どもたちの学習・体験活動等の場づくりを促すとされた⁵⁾。

東日本大震災後に策定された第2期教育振興基本計画（2013（平成25）年度から2017（平成29）年度）においては、教育行政の4つの基本的方向性（ビジョン）の中に、「4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成」が示され、学習を通じて多様な人が集い協働するための体制・ネットワークの形成など社会全体の教育力の強化や、人々が主体的に社会参画し相互に支え合うための環境整備を推進するとされた。そして、初等中等教育・生涯学習関係の成果指標として、全ての学校区において学校支援地域本部などの学校と地域の連携・協働体制を構築することやコミュニティ・スクールを全公立小中学校の1割に拡大することなどが示された⁶⁾。

（2）学校運営協議会制度の推進・普及

上述したように、国の教育振興基本計画における「学校と地域の連携・協働」に関する方針の中で重要な位置を占めているのが学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）である。教育振興基本計画の策定に先立つ2004（平成16）年に制度化されていた学校運営協議会制度は、それまでの学校評議員制度を発展されるものとして普及が図

られてきた。学校運営協議会制度は、学校運営協議会が設置された学校（指定学校）において、教育委員会によって任命された地域住民や保護者が、①校長が作成した基本的な方針を承認すること、②学校の運営に関して意見を述べること、③職員の採用その他の任用に関する事項について任命権者に意見を述べることを可能とする制度である。これに先立ち制度化された学校評議員制度が、校長の求めに応じて学校運営に意見を述べることでとされているのに比べ、地域住民や保護者が大きな権限を持つ制度である。

内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣兼教育再生担当大臣及び有識者により構成される教育再生実行会議（2013（平成25）年設置）は、その第六次提言（「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」（平成27年3月4日））において、第二次安倍内閣のスローガンでもある「地方創生」の理念のもと、少子・高齢化が進展し、地域コミュニティに多様な機能が求められる中で、「学校は、人と人をつなぎ、様々な課題へ対応し、まちづくりの拠点としての役割を果たすことが求められる」として、全ての学校のコミュニティ・スクール化を図り、学校を核とした地域づくり（スクール・コミュニティ）への発展を目指すことが重要であると示した⁷⁾。さらに、全ての学校のコミュニティ・スクール化に向けて制度改善や財政措置を行うとともに、学校支援地域本部等との一体的な推進に向けた支援を行い、コミュニティ・スクールの必置についても検討を進めるとした⁸⁾。

この提言を踏まえ、文部科学大臣より諮問を受けた中央教育審議会は、コミュニティ・スクールに関わる事項に関して専門的な審議を深めるために初等中等教育分科会の下に「地域とともにある学校の在り方に関する作業部会」を設置し、地域における学校との協働体制の在り方に関わる事項に関して専門的な審議を深めるために生涯学習分科会の下に「学校地域協働部会」を設置して、必要に応じて合同審議を行うなど緊密な連携を図りながら、集中的に審議を行った⁹⁾。こうした審議を経て2015（平成27）年12月に示された「地域連携」答申では、学校と地域が「パートナーとして

の連携・協働関係」へと発展する必要性を示し、「地域とともにある学校」に転換していくための持続可能な仕組みとして、コミュニティ・スクールの仕組みの制度的な見直しや推進方策を提言した。また、社会教育の体制として地域住民や団体等のネットワーク化等により学校との協働活動を推進する「地域学校協働本部」の整備を提言した。そして、コミュニティ・スクールと「地域学校協働本部」が相互に補完し、相乗効果を発揮していくための在り方について提言された¹⁰⁾。

回答申では、今後のコミュニティ・スクールのあり方として全ての公立学校がコミュニティ・スクールを目指すべきであるとして、教育再生実行会議の第六次提言の方針を踏襲し、コミュニティ・スクールの推進に努めていくよう制度的位置付けの見直し検討すべきであるとされた¹¹⁾。

上述のような提言、答申を踏まえ、2017(平成29)年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、学校運営協議会制度は、次のような制度改正が行われた(同法第47条の六)。まず、教育委員会は、学校運営協議会の設置について努力義務が課されるとともに、二つ以上の学校について一つの学校運営協議会を設置することができるようになった。後者については、主に同一の教育委員会における小中一貫教育、あるいは中高一貫教育を実施する場合が該当する。また、地域連携を一層推進するため社会教育法に規定されている地域学校協働活動推進員を学校運営協議会の委員として任命することになった。

この法改正後、コミュニティ・スクール(学校運営協議会)の数は、3,600校(2017(平成29)年4月1日)から、1,832校増の5,432校(2018(平成30)年4月1日現在)となり、学校運営協議会設置の努力義務化1年間で約1.5倍となった。例えば、熊本県では、すべての県立学校(特別支援学校を含む)に学校運営協議会を設置し、熊本地震の教訓を生かした防災の取組を、学校と地域とが一体となって進めており¹²⁾、本制度の主旨や機能を生かした学校と地域の連携・協働が推進されつつある。

(滝沢 潤)

3. 各県の教育振興基本計画における学校と地域との連携・協働に関する方針

①三重県

(1)『三重県教育ビジョン』の概要

三重県では、『三重県教育ビジョン～子どもたちの希望と未来のために～』(以下、『三重県教育ビジョン』)が策定されている。『三重県教育ビジョン』は、「三重県の教育のめざす姿とその実現に向けた取組内容および目標を示す中期計画」¹³⁾と位置づけられ、計画の期間は2016(平成28)年から2019(平成31)年までの4年間である。本ビジョンは、教育基本法第17条2項に規定される

基本施策	施策
1 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成	(1) 学力の育成
	(2) 外国人児童生徒教育の推進
	(3) グローバル教育の推進
	(4) キャリア教育の推進
	(5) 情報教育の推進とICTの活用
	(6) 幼児教育の推進
2 人との絆や自然との関わりの中で伸びゆく豊かな心の育成	(1) 人権教育の推進
	(2) 道徳教育の推進
	(3) 郷土教育の推進
	(4) 環境教育の推進
	(5) 読書活動・文化芸術活動の推進
3 健やかに生きていくための身体の育成	(1) 体力の向上と運動部活動の活性化
	(2) 健康教育の推進
	(3) 食育の推進
4 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進	(1) 特別支援教育の推進
	(2) 特別支援学校におけるキャリア教育の推進
5 笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり	(1) いじめや暴力のない学校づくり
	(2) 防災教育・防災対策の推進
	(3) 子どもたちの安全・安心の確保
	(4) 居心地の良い集団づくり(不登校児童生徒への支援)
	(5) 高校生の学びの継続(中途退学への対応)
	(6) 学びのセーフティネットの構築
6 地域に開かれ信頼される学校づくり	(1) 開かれた学校づくり
	(2) 学校の特色化・魅力化
	(3) 教職員の資質向上とコンプライアンスの推進
	(4) 教職員が働きやすい環境づくり
	(5) 学校施設の充実
7 多様な主体による教育の推進と文化財の保護	(1) 家庭の教育力の向上
	(2) 社会教育の推進と地域の教育力の向上
	(3) 文化財の保存・継承・活用

図 3-1-1 『三重県教育ビジョン』における施策体系

【出典】『三重県教育ビジョン～子どもたちの希望と未来のために～』2016年、25頁。

地方公共団体が定める教育振興基本計画としても位置づけられている。

『三重県教育ビジョン』は、2014（平成26）年5月から2016（平成28）年1月にかけて、三重県教育改革推進会議での審議を経て、同年3月に教育委員会で決定がなされた。その策定にあたっては、同時期に総合教育会議において検討されていた「三重県教育施策大綱」の内容を踏まえたものとなっている。『三重県教育ビジョン』では、計画期間である4年間に実施すべき基本施策を7項目に整理し、そのもとに30の施策を体系化し（図3-1-1参照）、さらに、施策毎に5つ前後の主な取組内容を位置づけている。それとともに、施策毎に2つ前後の数値目標も定めている。

（2）『三重県教育ビジョン』にみる学校と地域の連携・協働に関する取組内容

図3-1-1から分かるように、『三重県教育ビジョン』では、「学校と地域の連携・協働」を直接的に指す基本施策や施策は掲げられていない。しかしながら、施策毎に位置づけられる取組内容について、学校と地域の連携・協働という観点から通観すると、ほぼ全てに「学校と地域の連携・協働」を示す取組内容が含まれている。具体的には、30施策のうち、「教職員の資質向上とコンプライアンスの推進」「学校施設の充実」「文化財の保存・継承・活用」の3施策を除いた27施策において、学校と地域の連携・協働に関する取組内容を見出すことが出来る。

表3-1-1は、「学校と地域の連携・協働」を指す取組内容が含まれている27施策について、表の縦軸に施策を、横軸に連携主体を設定し、いかなる主体との連携・協働が計画されているかをまとめたものである。ここでは、地域を主体別に、①学区内に存在する自治会やサークル等の任意団体（または家庭）、②警察、大学、福祉機関等の公的機関、そして、③NPO法人等の民間団体や企業等に分類した。すなわち、①はコミュニティとしての「地域」に存在する主体を指すのに対して、②と③はより広域な意味での「地域」に存在する主体であり、公的な団体と私的な団体とに分類した。

例えば、施策「キャリア教育の推進」において

表3-1-1 主体別にみた学校と地域の連携・協働

施策	①	②	③
学力の育成	○		○
外国人児童生徒教育の推進		○	○
グローバル教育の推進	○		○
キャリア教育の推進			○
情報教育の推進とICTの活用	○		
幼児教育の推進	○		
人権教育の推進	○		
道徳教育の推進	○		○
郷土教育の推進	○		
環境教育の推進	○	○	○
読書活動・文化芸術活動の推進	○	○	
体力の向上と運動部活動の活性化	○		
健康教育の推進	○		
食育の推進	○	○	○
特別支援教育の推進		○	
特別支援学校におけるキャリア教育の推進		○	○
いじめや暴力のない学校づくり		○	
防災教育・防災対策の推進	○		
子どもたちの安全・安心の確保	○	○	○
居心地の良い集団づくり(不登校児童生徒への支援)	○		○
高校生の学びの接続(中途退学への対応)		○	○
学びのセーフティネットの構築			○
開かれた学校づくり	○		
学校の特色化・魅力化	○		
教職員が働きやすい環境づくり	○		
家庭の教育力の向上			○
社会教育の推進と地域の教育力の向上		○	

は、主な取組内容の一つに「学校と地域が連携したキャリア教育の充実」があげられ、「子どもたちが県内に魅力のある仕事や自然、文化、歴史があることへの理解を深め、地域社会で活躍する意欲を持てるようにするために、地元企業等での就業体験、地域の職業人による出前授業や講演、農林水産業体験等の多様な主体と連携した学習の機会を設けます」¹⁴⁾と記し、地域の企業との連携・協働を目指している。

また、「子どもたちの安全・安心の確保」では、「通学路の安全対策」の中で、「子どもたちの登下校時の安全を確保するため、(中略)通学路の合同点検や安全対策の改善・充実を、各地域の教育委員会、学校、家庭、道路管理者、警察等の関係機関が連携・協働しながら繰り返し実施します」¹⁵⁾と記し、学校と家庭、公的機関との連携・協働を

謳うとともに、「通学路等において防犯活動を行うさまざまな機関・団体のネットワークを活用して、子どもたちの安全確保活動の一層の充実を図ります」¹⁶⁾とも述べ、民間団体との連携も視野に入れた活動を計画している。さらには、「学校・家庭・地域・関係機関等が連携した安全確保の推進」の中では、「地域社会全体で子どもたちを守るため、学校・家庭・地域および関係機関が連携し、学校安全ボランティア（スクールガード）による登下校時の見守り活動や巡回活動等の取組と体制整備を推進します」¹⁷⁾とのように、地域の学校安全ボランティアとの連携をより充実させようとしている。

(3) 三重県におけるコミュニティ・スクールに関する今日的な政策の動向

国レベルの教育政策において、学校と地域の連携・協働を推進する制度としてコミュニティ・スクールへの関心が高まっているが、三重県でもコミュニティ・スクール制度を通じた学校と地域の連携・協働の推進が図られつつある。

たとえば、2017（平成29）年8月24日に開催された総合教育会議では、「地域の教育力の活用について」が議題に取り上げられ、「地域とともにある学校づくりの理念を地域と共有し、コミュニティ・スクール等をさらに広げていくためには、どのようにしていくべきか」や「コミュニティ・スクール等の取組をより効果的に進め、地域とともにある学校づくりの質を高めていくためには、どのようにしていくべきか」¹⁸⁾が議論された。

ここでは、県内におけるコミュニティ・スクールや学校支援地域本部の設置状況、各学校の取組事例と成果と課題、ならびに県教育委員会の取組が報告された¹⁹⁾。これを受けて、出席者からは、「かつて学校は特別な存在として地域社会から隔絶された場であったが、（中略）地域社会の力を学校が借りていくという流れになったという歴史がある。（中略）一方で、地域社会が力を失い、既存の団体に依拠できないという課題も出てきている」や「学校を支援するという形から地域を作り直していくことが必要である。その結果として、コミュニティ・スクールにつながることを期

待できる」²⁰⁾といった意見が示された。これらの意見からは、学校と地域の連携・協力を目指すべきものとして受け入れる一方で、地域自体を活性化し、地域の力を高める必要性も認識されていることを読み取ることが出来る。また、知事からは「コミュニティ・スクールに取り組むことで、学校だけでなく、地域も良くなったというモデルを作り出し発信していかないと、地域もコミュニティ・スクールが良いとは思えない。教育委員会は、学校も地域に貢献していくという視点で取組を広げていくことが必要である」²¹⁾といった考えが示されており、地域による学校への支援のみならず学校から地域への貢献といった相互関係的な取組の推進を将来展望として示している。

（市田敏之）

②滋賀県

(1) 第2期滋賀県教育振興基本計画にみる基本方針

2009年7月に「滋賀県教育振興基本計画」が策定され、「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり～みんなで支えあい自らを高める教育の推進～」を基本目標として、市町をはじめ関係機関と連携しながら、教育施策の総合的な推進が図られてきた。2014年3月には、滋賀県議会での議決を経て、2014年度から2018年度の5年間を対象とした「第2期滋賀県教育振興基本計画」が策定された。

教育振興基本計画では、基本目標に向け、①子どものたくましく生きる力を育む、②子どもの育ちを支える環境をつくる、③すべての人が共に育ち、社会を創る生涯学習を振興する、という3つの方向性が示された。「学校・家庭・地域の連携協力」は、子どもが郷土への愛着と誇りをもってたくましく生きていく力を育てるための子どもの育ちを支えるための環境整備として掲げられた3つの方針のうちの一つとして、位置付けられている。学校の教育環境の整備とともに、家庭や地域全体の教育力の向上を推進し、ひいてはそれが地域づくりやそこに住む人々の育ちにつながる環境づくりが目指された。

(2) 滋賀の教育をめぐる現状と課題

滋賀県では、以下に示す滋賀の教育をめぐる現状と課題などの滋賀の特色を踏まえた地域・家庭・学校連携が進められている。

児童生徒と地域社会の良好なつながり

文部科学省が実施する「全国学力・学習状況調査」(2013年度)の結果によると、「今住んでいる地域の行事に参加していますか」という質問について肯定的に答えた小・中学生の割合が全国平均と比較して高いことが示された。つまり、児童生徒は、従来から地域社会との比較的良好なつながりを持っているという特色が伺える。

従来からの地域連携の取り組み

学校支援地域本部や滋賀県家庭教育協力企業協定制度の協定締結企業・事業所数の増加や、コミュニティ・スクールによる取組の推進など、これまでも学校と家庭、地域の連携が進められている。特に、湖南市の岩根小学校が、2006(平成18)年にはすでに、文部科学省よりコミュニティ・スクールに認定される²⁹⁾など、地域の教育力と連動した学校づくりを先導してきたといえる。このように、従来から、学校と地域連携の取り組みは積極的に進められてきた。

自然や伝統・文化などの地域資源を生かした教育推進

滋賀県では、豊かな自然を生かした学習船「うみのこ」によるびわ湖フローティングスクール事業や森林環境学習「やまのこ」事業、農業体験学習「たんぼのこ」事業等、自然体験活動と実践的な環境教育が展開されている。

また、優れた文化財、地域の行事、滋賀の先人の教えなど、滋賀県ならではの多彩な文化が子どもの教育に活用されてきた。特に、滋賀県は国宝・重要文化財の指定件数が全国第4位(2013年11月1日現在)と、質が高く豊富な文化財が県内に広く分布しており、地域の人々の暮らしや風土、信仰と深く結び付き、大切に守られて引き継がれている。こうした取組を推進し、地域の人的・物的資源に根ざした教育が大切にされている。

(3) 地域・家庭・学校連携の2つの政策と具体的内容(5年間に実施する施策と重点取組)

上述した3つの方向性の2つ目である「子どもの育ちを支える環境をつくる」では、5つの手立てが設定される。そのひとつに、「5 社会全体で子どもを育てる環境をつくる」として、地域・家庭・学校の連携が位置付けられ、1) 地域の力を学校に生かす仕組みづくり、2) 社会全体で子どもの育ちを支援する取組の推進と情報の発信、の二つの施策が提案されている。

1) 地域の力を学校に生かす仕組みづくり

社会全体で学校や子どもの活動を支援する取組や地域とともにある学校づくりを推進するための具体的な取組として、以下の4点をあげている。

◆学校、家庭、地域、企業等がそれぞれの役割を担いつつ互いに連携し、社会全体で子どもの育ちを支える環境づくりを進め、様々な体験活動や社会見学、文化財、文化施設の教育への活用などに地域全体で取り組む。

◆地域とともにある学校づくりに向けて、学校と地域が組織的に連携・協働する体制をつくる学校支援地域本部事業や放課後子ども教室事業、コミュニティ・スクールの設置等の取組を、地域の公民館とも連携しながら推進する。

◆企業や団体等が学校において連携授業を行う仕組みとして「しが学校支援センター」を整備しており、この仕組みを活用して各学校における企業や団体等との連携授業がより一層行われるよう、周知・啓発に努めるとともに、各校に配置する「学校と地域を結ぶコーディネーター担当者」の研修機会の充実を図る。

◆地域への愛着を育てるとともに、より一層の学校と地域の連携を図るため、地域の行事への子どもや学校の参加を推進する。

2) 社会全体で子どもの育ちを支援する取組の推進と情報の発信

全ての県民が子どもの育ちに関心を持ち、積極的な関わりを持てるよう、環境づくりを推進するとともに、県民の教育に対する関心を高めるための取組の充実を図るための取組として、以下

の2点をあげている。

◆社会全体で子どもを育て、教育に関わる気運を高めるため、「滋賀教育の日」の取組や各種媒体による情報発信を推進する。

◆日々子どもと向き合う保護者や教職員の支えとするため、体験に基づいた教育や子育てへの思いや願いを言葉として伝え、これまで滋賀県で育まれた教育にかかる知見や実践を次世代に伝える取組を進める。

(4) 滋賀県の地域・家庭・学校連携の特徴

滋賀の教育の特徴である「地域の中で、地域の資源を生かしながら子どもを育てる」という特色を生かし、これまでの取り組みを広げるものとして、地域・家庭・学校の連携を推進してきたと言える。また、生涯学習の観点から、地域・家庭・学校の連携を位置付け、連携協力を通して、地域づくりやあらゆる人々の教育推進を図っている点特徴的である。

(藤村祐子)

③香川県

(1) 「香川県教育基本計画」の概要

香川県では、平成28年3月に平成32年度までの5年間を計画期間とする第3期「香川県教育基本計画」(以下、「基本計画」)を策定している。「基本計画」は、香川県が目指すべき基本理念の実現のため、今後5年間において推進すべき施策を総合的かつ体系的に定めたものである。香川県は、教育理念として「夢に向かってチャレンジする人づくり～子どもたちの夢と笑顔を大切にす香川の教育～」を掲げている。その理念について「学校、家庭、地域が一体となり、子どもたちの夢と笑顔を大切にしながら、その学びと成長を支え、見守っていくこと」と説明しており、「家庭や地域の教育力の向上」や「学校、家庭、地域の連携」を進めていくことの必要性を指摘している。

「基本計画」では、この教育理念を実現するために、「1 確かな学力の育成と個に応じた教育の推進」「2 豊かな人間性をはぐくむ教育の推進」「3 すこやかな体をはぐくむ教育の推進」「4 元気で安心できる学校づくり」「5 社会全体で子ど

もを育て、いつでも学べる環境づくり」「6 多様なスポーツ活動が実践できる環境づくり」という6つの基本的方向に沿って、教育施策を推進することを目指している。以下では、「学校と地域との連携・協働」に関連する方針とその特徴、さらに「基本計画」で示される数値目標を中心に見ていく。

(2) 「香川県教育基本計画」における「学校と地域との連携・協働」に関する方針

6つの基本的方向の中では、「4 元気で安心できる学校づくり」と「5 社会全体で子どもを育て、いつでも学べる環境づくり」が「学校と地域との連携・協働」との関連が見られる。まず、「4 元気で安心できる学校づくり」の施策は、「①優れた教員の確保と資質能力の向上」「②教員が子どもと向き合う環境づくり」「③信頼され、魅力ある学校づくりの推進」「④学校安全の充実」「⑤安全安心な教育環境の整備・充実」「⑥就学支援の充実」の6点に体系化されている。この中で「③信頼され、魅力ある学校づくりの推進」という方針は、「子どもを取り巻く環境が変化する中、将来を担う子どもたちの健やかな成長を促すため、学校、家庭、地域が連携協力して子どもたちの成長にかかわること」の重要性を指摘している。すなわち、「学校は、教育活動や学校運営についての情報を積極的に提供し、保護者や地域住民の意見や要望を的確に捉えるとともに、自ら評価を行い、これを学校運営に反映させる」必要があるとしている。

この方針の具体的な項目として、地域と連携した開かれた学校づくりの推進(清掃活動への参加や講師、ボランティアとして地域人材を活用するなど、地域住民と連携した行事や授業の実施など)や、学校評価システムを生かした学校運営の改善(学校評価ガイドラインに基づく自己評価・学校関係者評価や情報提供の改善を図り、地域社会の実情を踏まえた特色のある取組を推進)を挙げている。「平成29年度対象の点検及び評価に関する報告書」(以下、「報告書」)によれば、各高校で文化祭や体育祭等の学校行事を地域に公開したり、地域の子どもと保護者が一緒に体験する「体

験教室」等のイベントを実施しており、地域と連携した取り組みが一定程度進められているようである。

「基本計画」に掲げている数値目標は、「学校評価結果を活用した教育活動その他の学校運営の改善を行った高校の割合」であり、平成32年度の目標を100%としている。ただし平成27年度から平成29年度までの実績はすでに100%であるため、「報告書」では「学校評価の内容の改善や一層の活用を図ることが重要」と指摘されている。

次に、「5 社会全体で子どもを育て、いつでも学べる環境づくり」の施策について見ていく。この施策は「家庭や地域の教育力の向上に向けた取組みを推進するとともに、家庭、地域、学校が連携して子どもを育てる環境づくり」を目指すものであり、「①親育ちを応援する環境づくり」「②地域で子どもを育てる環境づくり」「③子どもが読書に親しめる環境づくり」「④学びにチャレンジできる環境づくり」の4点で体系化されている。この中で「学校と地域との連携・協働」と関連が深い「①親育ちを応援する環境づくり」と「②地域で子どもを育てる環境づくり」の施策を具体的に取り上げる。

まず「①親育ちを応援する環境づくり」の施策は、「親育ちのための学習機会の充実」、「地域と連携した家庭教育活動の推進」、「相談体制の充実」の方針を立てており、学校や関係機関による保護者や子どもへの支援策が推進されている。具体的には、幼稚園・小学校等と連携した学習機会の提供や啓発訪問の実施、保護者同士の学びを取り入れたワークショップや学習会の開催と指導者の養成などである。また、企業や大規模小売店等と連携した保護者への啓発活動も行われている。さらに、おやじの会の設立やその活動を支援するなど、父親の家庭教育への参加も促進されている。

「基本計画」では、これらの施策と関係する主な指標として、「家庭教育推進専門員を活用したワークショップの開催数」を平成32年度までに220回（「報告書」によれば平成29年度実績は208回）にすることを設定している。

「②地域で子どもを育てる環境づくり」の施策は、「子どもたちは、地域での交流活動、スポーツ、

遊びなどを通じ、異年齢の子どもや異世代の人々とかかわることで、自主性、創造性、社会性などを身につけていくことの重要性を指摘している。この施策のねらいは、「地域住民が、家庭や学校と連携しながら、子どもの体験活動や交流活動等の機会を提供できるようその活動の支援や地域における人材の育成」を目指すことである。

この施策の方針と具体的な内容は次の5点である。1点目は、子どもの体験・交流活動の充実である。これは、地域住民の企画提案による子どもや家庭を支援する事業を募集し、特に優れた事業を選定、委託して実施する「地域で共育！」事業や、大学教員や地域の人材が大学のキャンパスで講座等を開く「かがわ子ども大学」を実施などがある。2点目は、学校の応援団づくりと学校と連携した子どもの居場所づくりである。地域の方々の協力を得て、子どもが放課後等に安全で安心して活動できる居場所づくりを推進するものであり、具体的には、学校支援ボランティアによる学校の応援団づくりと学習の充実や、放課後子供教室を活用するなど放課後等における学びの場づくりなどを挙げている。3点目は、地域全体で子どもを育てる気運の醸成である。具体的には、ホームページや広報誌などさまざまな広報媒体を活用した広報啓発の実施などを挙げている。4点目は、関係団体の活性化とリーダーの育成である。これはPTA、子ども会などの自主的な活動や活動内容の充実を図るため、指導者研修や研究集会の充実などの支援に努めることや、子どもの健全な育成や家庭教育に関する課題の解決に向けた研修会を開催し家庭、地域、学校をつなぐ人材の育成を図ることなどを推進している。5点目は、県有施設等を活用した体験活動の充実である。公民館などで実施する子どもたちをはぐくむための取組みを支援するとともに、五色台少年自然センターや屋島少年自然の家などを活用して子どもの体験活動の充実を図ることを求めている。

「教育計画」におけるこれらの施策に関係する数値目標として、「PTA や地域の人々が学校の諸活動にボランティアとして「よく参加してくれる」と答えた学校の割合」を平成32年度に小学校74%、中学校46%（平成29年度：小学校70.5%、中学校

57.7%)としている。「報告書」では、今後も地域教育活動を一層推進することや、「地域学校協働活動」の推進を図るための学校、家庭、地域住民や団体などをつなぐコーディネーターなどの人材育成の取り組みを進める必要があると指摘されている。

(藤本 駿)

④広島県

(1) 広島県の教育振興基本計画と大綱

広島県では、平成22年度より首長主導のもと策定されている県総合計画「ひろしま未来チャレンジビジョン」(以下、「チャレンジビジョン」とする)において、「豊かな地域づくり」、「安心な暮らしづくり」、「新たな経済成長」、「人づくり」の4つの県政運営方針が示されているが、このうち「人づくり」に該当する主要施策については、主に県教育委員会が担ってきた。平成23年3月には教育振興基本計画に相当する「広島県教育委員会主要施策実施方針」(以下、「主要施策実施方針」とする)が策定され、5年間の中期的な施策が展開されてきた。その中で、県教育委員会は「チャレンジビジョン」に示された人材像を育成すべく、平成26年度より「学びの変革アクションプラン」を策定し、従来の「知識ベース」の学びから「コンピテンシーベース」の学びを促す教育活動を展開してきた²³⁾。

こうした県政と県教育委員会の間で構築されてきたパートナーシップをベースに、平成27年10月には「チャレンジビジョン」が改定され、平成28年2月には「大綱」が策定された。「大綱」では、広島県の教育が特に重視していく方向性について、以下の9つの柱で表現されている。

1. 乳幼児期における質の高い教育・保育の推進
2. 「知・徳・体」のバランスのとれた「基礎・基本」の徹底
3. 「これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を目指した主体的な学び」を促す教育活動の推進
4. 一人一人の多様な個性・能力をさらに生かし、他者と協働しながら新たな価値を創造していくことができる力の育成

5. 今後の社会経済環境の変化に対応できる高度な資質・能力を有する人材の育成
6. 教育上特別な配慮を必要とする児童生徒への支援
7. 教職員の力を最大限に発揮できる環境の整備
8. 安全・安心な教育環境の構築
9. 生涯にわたって学び続けるための環境づくり

これを受け、平成29年2月に県教育委員会によって策定された「主要施策実施方針」では、「5. 今後の社会経済環境の変化に対応できる高度な資質・能力を有する人材の育成」を除く8つの柱について、目標と具体的な30項目の取組みが設定された。

大綱において、すべての学校区において学校と地域が連携・協働する体制の構築と、保護者や地域住民の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」、子供が抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みづくりなどを目指していくことが示されたことにより、「主要施策実施方針」では、「保護者や地域の人々が、本県の教育の方向性や学校の取組を理解し、連携して学校や地域での活動に積極的に参画」し、「地域において子供の体験活動等を支援するボランティア等の育成や活動が充実」することを目標に掲げている。また、取組みの方向としては、学校・家庭・地域の相互理解と参画・協力が得られるように積極的・効果的な情報発信に努めることと、子供の体験活動等を支援する人材の育成や体験活動等の活性化を支援することを示している。特に、体験活動等への支援としては、放課後子供教室への大学生ボランティアの派遣数を具体的な指標とし、平成28年度基準値194件に対し2020年度目標値として200件としている。

一方、改めて平成30年度に示された「県政運営の基本方針2018」では、「欲張りなライフスタイルの実現を目指して」を基本姿勢に掲げ、県政の基本方向「希望をかなえるための後押し」として、「すべての子供が夢を育むことのできる社会づくり」と「社会で活躍する人材の育成」のための主要施策を県教育委員会が担うこととされた。具体的内容としては、乳幼児期の教育として「遊び

平成30年度主要施策の概要



図 3-4-1 広島県平成30年度主要施策の概要

【出典】『広島県教育資料』3頁より

学び 育つひろしまっ子」の実現に向けた施策の推進、小・中・高等学校段階の教育としては「学びの革新アクションプラン」に基づく教育環境の整備や教員の指導力向上についてである。図 3-4-1 に示すように、「学びの革新アクションプラン」のプロジェクトは、全部で25項目掲げられているが、その中で「地域学校協働活動推進事業」として市町村における「放課後子供教室」、「地域未来塾」（新規）の実施や地域学校協働活動推進員の配置を明記し、平成30年度予算として54,395千円を計上している²⁰。

「放課後子供教室」は、全ての小学生を対象とし、学び・体験・交流・遊びの場を提供するもので、「地域未来塾」は全ての中学生、高校生を対象とし、学習支援の場（地域住民による放課後等の学習支援）を指し、県内の各市町主導での工夫や取り組みに対し、指導者研修を実施したり、大学生のボランティアチーム「ワクワク学び隊」を派遣するなどを行う。

(2) 広島県における「学校と地域の連携・協働」の特徴

広島県教育委員会では、各市町が地域の実態に即した取組みを展開しているのに対し、それを支援するための人材育成と人材派遣等を中心に行っている。県内各市町の取組みの一例としては、北広島町の「千代田地域学校支援連絡協議会」の取組みがある。千代田地域では、中学校を中心に生徒指導上の問題を抱えていた平成20年度から平成22年度に文部科学省の委託事業（学校支援地域本部事業）を実施し、それをベースに平成23年度からは支援体制を整えるべくボランティア団体である「千代田地域学校支援連絡協議会」を組織した。同協議会では、保護者や地域全体で学校を支援し、児童・生徒が安心して通学し学業に専念できるよう、一斉清掃活動や講演会活動など、様々な支援活動や事業を展開してきているが、活動が軌道に乗る準備段階において、地域・家庭・学校で共通認識を持ち協働体制を強化するために、大学講師

を招いての講演や啓発活動を行うなどの仕掛けも実施されている²⁵⁾。

二例目は、安芸高田市の「無料公営塾 地域未来塾」が挙げられる。安芸高田市では、平成29年度から「地域未来塾」を設置し、市内全小学校(13校)の5・6年生を対象に経済的理由により家庭学習が困難であったり、学習が遅れがちな児童への学習支援を、市内各小学校の空き教室や文化センターを利用して実施している。各塾の指導員は「有償ボランティア」として教員OB・OGや教職志望の大学生が担当し、平成30年度は8,976千円の予算が計上されている²⁶⁾。

三例目は、廿日市市の「阿品台西小学校・阿品台中学校学校支援地域本部」と「阿品台東小学校・阿品台中学校学校支援地域本部」の「学校支援活動」、「放課後子供教室」が挙げられる。これらの2本部は、平成25年に2小学校と1中学校とが連携する形で設立されており、それぞれが中学校に支援することを通じて互いに連携を図っている。そのため、2本部による取り組みは、中学校区という地域単位に一体感を生み出し、町づくりに資する活動として定着している。主な活動内容は、地域のボランティアである学習支援員が学校現場に入り、国語(書写)、算数(計算)、音楽(リコーダー演奏)、図画・工作(カッターや彫刻刀の使い方)、家庭科(調理実習、手縫い、ミシン縫い)などの教科学習場面において、子ども達の学習をサポートしたり(学校支援活動)、放課後や長期休業中に補充学習や宿題等に取り組ませるための場として市民センターを開放するなど(放課後子供教室)である²⁷⁾。

このように、広島県における学校と地域の連携に関する取り組みは、各市町が主導で始めた取り組みに対する初期段階での技術的サポートや、必要に応じたボランティアの紹介などにとどまっている。また、県の大綱において示された、「地域とともにある学校づくり」、「子供が抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みづくり」などの基本方針は、既に各市町において実施されてきたこれらの取り組みを後押し、促進する意図をもっているとも言える。

(三山 緑)

⑤ 島根県

島根県では、県教育委員会によって『しまね教育ビジョン21』が2004年3月に策定された。『しまね教育ビジョン21』は、2004年度から2013年度までの10年間を計画期間として位置づけており、対象期間ではビジョンに基づいた取り組みが行われてきた。2013年10月には、島根県総合教育審議会へ「今後を見通した島根県の教育の在り方について」が諮問され、島根県における教育をめぐる動向・変化や課題、中央の政策動向を踏まえた今後の方針が検討された。審議会における議論を踏まえるとともに、2006年の教育基本法改正に伴う教育振興基本計画策定への対応として、『第2期しまね教育ビジョン21』が2014年7月に策定され、現在に至るまで具体的な取り組みが行われている。

『第2期しまね教育ビジョン21』(以下、第2期ビジョン)は、島根県が中長期的な政策プランとして策定している『島根総合発展計画』における教育分野の実施計画と関連性を有している。

第2期ビジョンでは、「島根を愛し 世界を志す 心豊かな人づくり」を基本理念とし、基本理

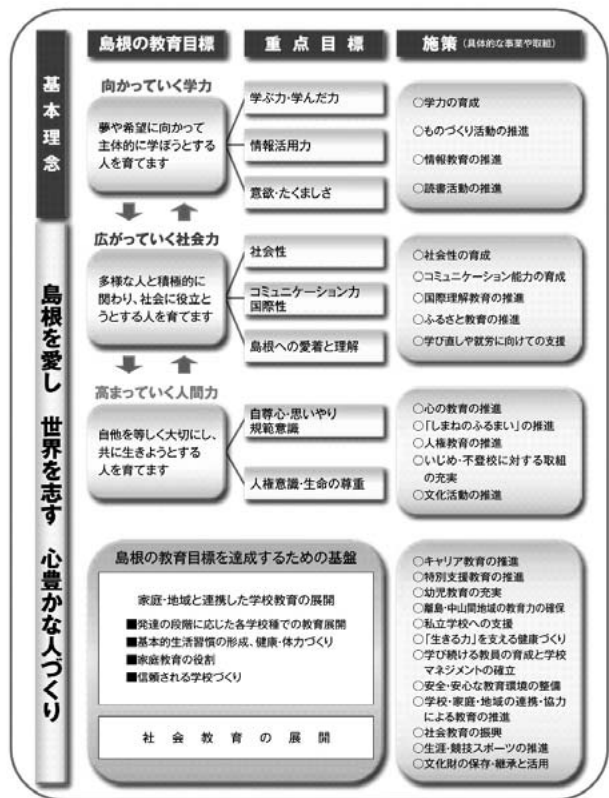


図3-5-1 第2期しまね教育ビジョン21 全体構造

【出典】島根県教育委員会(2014)を参照。



図 3-5-2 家庭・地域と連携した学校教育の展開

【出典】島根県教育委員会（2014）を参照。

念を支える教育目標として「向かっていく学力」「広がっていく社会力」「高まっていく人間力」の3項目が設定されている（図3-5-1参照）。3つの教育目標の下、それぞれの目標を具体化した重点目標が提示されており、教育目標・重点目標に関連した施策が実施されている。さらに、島根県の3つの教育目標を達成するための基盤として、「学校・地域と連携した学校教育の展開」「社会教育の展開」が設定されている。両基盤は、3つの教育目標はもちろんのこと、第2期ビジョン全体を支えるものとして位置づけられている。

本稿が射程とする「学校・地域との連携・協働」にかかわる「学校・地域と連携した学校教育の展開」について着目すると、図3-5-2の概念図のようにならわされている。「学校・地域と連携した学校教育の展開」は、就学前から高等学校に至るすべての教育段階において学校と家庭・地域が連携していくことは重要であるとされており、教育段階別に島根県の3つの教育目標に応じた取り組みが示されている。また、学校教育のみならず、

家庭におけるかかわりも重要であるとの観点から、家庭における子どもへのかかわりや学校・家庭との連携による家庭教育への支援も明示されている。

「学校・地域と連携した学校教育の展開」は、(1) 発達の段階に応じた各学校種での学校教育の展開、(2) 基本的生活習慣の形成、健康・体力づくり、(3) 家庭教育の役割、(4) 信頼される学校づくり、4項目から構成されている。以下、4項目の内容について見てみたい。

(1) 発達の段階に応じた各学校種での学校教育の展開では、就学前から高等学校まで一貫した方針による教育活動を通して、各学校種において育てたい力を育むことを目指している（図3-5-3参照）。(2) 基本的生活習慣の形成、健康・体力づくりでは、朝食の欠食率や睡眠時間の不足、電子メディアとの接触や運動能力の一部低下等、生活習慣を含めて改善していく課題を踏まえた健康の保持・増進、体力の向上に向けた取り組むこととされている。(3) 家庭教育の役割では、ライフス

学校種	育てたい力	力 の 内 容
就学前	触れる力	身のまわりの「ひと・もの・こと」に対して、好奇心や親しみをもって、自らの体を動かす力
	やってみる力	自分がしてみたいことや生活に必要なことに、自分なりのやり方で試行錯誤しながら取り組む力
小学校	かかわる力	「ひと・もの・こと」と触れ合い、自分を表現したり、周りを思いやったりする体験を通して、進んで周囲と関わり、「ふるまい」を身に付けていく力
	自ら学ぼうとする力	興味、関心のあることや身近な生活の中から、課題や調べたいことを進んで見つけ、日常生活や学習で目当てを持って取り組む力
中学校	見通す力	多くの情報や自分の経験を整理しながら、学ぶことや働くことについて具体的な目標を立て、その実現のための方法について考える力
	やり抜く力	目標の実現や課題解決に向けて自分から進んで取り組み、粘り強く学び、行動し続ける力
	見つめる力	自己を客観的・肯定的に見つめ、自分の良さや課題を見いだし、自分自身をコントロールしながらより良い生き方を目指す力
高等学校	創り出す力	様々な情報と自らの経験を総合的に活用し、新たな価値を生み出したり、仕組みを創り出したりする力
	切り拓く力	実社会での生活に向けて未来の自分の生き方をデザインし、目標の実現に向けて挑戦し続けていく力

図 3-5-3 各学校種における育てたい力の趣旨

【出典】 島根県教育委員会 (2014) を参照。

タイル・家庭形態の多様化に伴い、家庭へのさまざまな支援を行うとともに、保護者と共通認識を持って連携していくことの重要性が示されている。(4) 信頼される学校づくりでは、多様化する保護者・地域に的確に対応していくために、各学校の教育方針や危機管理等を保護者と共有することに加え、教員育成のあり方や学校マネジメントの確立、学校の危機管理への対応等を構築していくことが目指されている。

上記4項目を主軸として進められている「学校・地域と連携した学校教育の展開」に関する具体的な施策は、図 3-5-4 の通りである（「社会教育の展開」に関する施策は除く）。施策一覧は、4項目を反映した施策が挙げられており、これら施策を中心として、具体的な取り組みが進められている。

以上、島根県における「学校・地域との連携・協働」にかかわる教育について概観してきたが、第2期ビジョンにみる島根県の特徴として以下の2点を指摘できよう。第一に、島根県では「学校・地域との連携・協働」に関する方針が単独項目としてではなく、計画全体を支える基盤として位置づけられている点である。島根県は、人口減少と高齢化が進展していることに加え、離島や中山間地域といった地理的な状況を含め、さまざまな課題を有している。そのため、学校や地域・家庭等の諸機関との連携・協働は島根県の教育力を維持するだけでなく県全体への影響も大きく、重要

島根の教育目標を達成するための基盤
(1) キャリア教育の推進
(2) 特別支援教育の推進
(3) 幼児教育の充実
(4) 離島・中山間地域の教育力の確保
(5) 私立学校への支援
(6) 「生きる力」を支える健康づくり
(7) 学び続ける教員の育成と学校マネジメントの確立
(8) 安全・安心な教育環境の整備
(9) 学校・家庭・地域の連携・協力による教育の推進

図 3-5-4 「学校・地域と連携した学校教育の展開」施策一覧

【出典】 島根県教育委員会 (2014) を参照。

な課題として捉えられているといえよう。第二に、就学前から高等学校に至るまでの教育段階に応じた「学校・地域と連携した学校教育の展開」が示されている点である。すべての教育段階に通じた育てたい力や取り組みが明示される等、一体的な教育の推進を目指しているといえよう。

(小早川倫美)

⑤大分県

大分県では、「県民総ぐるみの教育」の掛け声のもと、学校教育における目標協働達成の取組やコミュニティ・スクール、「協育」ネットワークの取組などを通じて、学校と地域との連携・協働が進められている。このなかで特に「協育」ネットワークは、大分県において学校と家庭、地域社会との連携・協働を考える上で非常に重要な概念である。

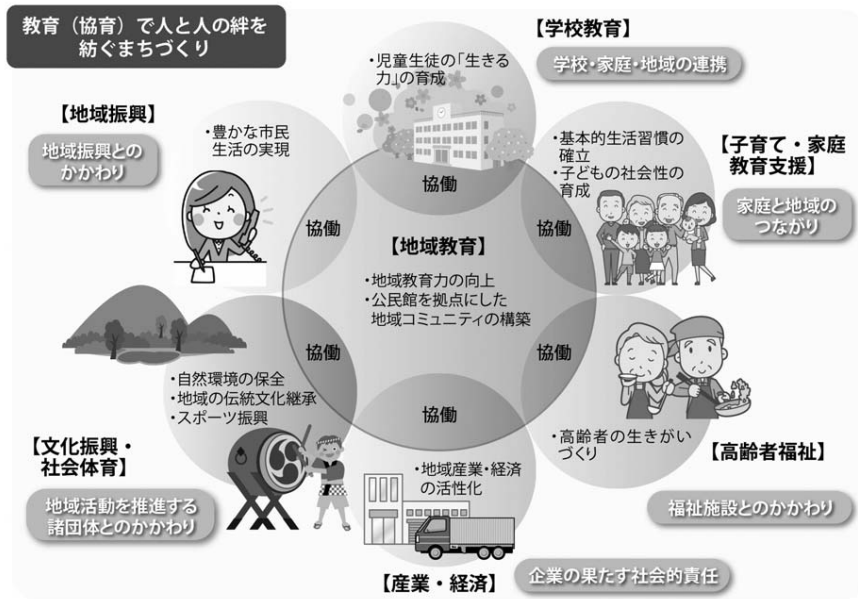


図3-6-1 「協育」ネットワークを基盤とした地域コミュニティ

【出典】大分県の教育振興基本計画『教育県大分』創造プラン2016』54頁。

(1) 「協育」ネットワーク導入の経緯

もともと「協育」という言葉は「協働して育む」という言葉を短くした大分県教育委員会が独自に造った用語であり、「学校、家庭、地域社会が連携し、それぞれの教育機能を相互に補完・融合しながら、協働して子どもを育てていくこと」としている。すなわち、学校の教育力、家庭の教育力、地域社会の教育力の3つの力をプラス（+）《協》して子どもを育む・大人が育つ《育》ことを目指して、その意味を感じるためにあえて「協育」という造語を使っているという²⁸⁾。大分県では、他の地方と同様、少子高齢化の進行とともに人間関係の希薄化といった課題が顕在化し、地域の教育力の低下が課題となっていた。

大分県は、2005（平成17）年3月には、学校、家庭及び地域社会が相互に協力することにより、明日の大分を担う心豊かでたくましい子どもたちを育成する」（第1条）ために「おおいた教育の日条例」を制定し、県教育委員会も、2006（平成18）年6月に策定した「新大分県総合教育計画（大分県教育改革プラン）」のなかで、学校、家庭、地域の協働による「『協育』ネットワーク」の構築を重点施策のひとつに位置づけ、同年11月には、大分県社会教育委員会議から答申「地域社会の協働による子どもの健全育成の方策について」が出

された。これらを受けて、2007（平成19）年2月には、学校、家庭、地域社会による教育の協働を推進する方策を示す「地域協育振興プラン」の策定されたのである。さらに2008（平成20）年3月には大分県社会教育委員会議建議「教育の協働を推進する拠点としての役割を果たすための公民館運営の在り方」のなかで、公民館が「協育」ネットワークの拠点機能を担うための課題が検討され、2010（平成22）年9月には、大分県社会教育委員会議答申「子どもの『生きる力』をはぐくむ学校教育と社会教育の協働の在り方について」がだされ、学校教育と社会教育の協働を推進するにあたっての課題を解決する方策として、社会教育主事の役割の明確化や、教育行政の在り方の見直しについて提言が行われた。平成27年3月には大分県社会教育委員会議建議「『協育』ネットワークの充実を図るための社会教育行政の推進」がだされ、地域教育と6つの領域（学校教育、子育て・家庭教育支援、高齢者福祉、産業・経済、文化振興・社会体育、地域振興）との連携による地域・行政課題の解決方策や、今後の「協育」ネットワーク事業のあり方やその充実・深化を図るための社会教育行政の推進について提言がなされた²⁹⁾。

一方、2005（平成17）年度から、豊後高田市・豊後大野市・臼杵市・佐伯市で「地域協育振興モ

デル事業」が実施され、文部科学省から委託を受けたのを機に別府市と由布市での取り組みが文科省からの委託事業となり、県全体への普及を図っている³⁰⁾。

(2) 「協育」ネットワークの構想

図3-6-1にあるように、「協育」ネットワークの最大の特徴は、学校をはじめ、子育て・家庭教育支援、高齢者福祉、産業・経済、文化振興・社会体育、地域振興等、地域コミュニティのあらゆる団体や組織の把握と連携・協働が確立していることが求められる。

「協育」ネットワークは、市町村レベルを基礎に展開される。地域社会に存在する子ども会やスポーツ少年団等の青少年健全育成団体、自治体、さらにはNPO等の既存の組織・団体と子供の教育に関し共通理解を持つことが必要とされている。そしてそれらの活動を生かしつつ、企業や商工会などへの協力要請を行い、子どもの教育に関わり新たな連携・協働体制を確立することにより、「協育」ネットワークを形成することが可能になるとしている。

市町村には「地域教育プロジェクト会議」のような組織を設置する。さらに中学校区ごとに「校区ネットワーク会議」が設置され、そこには学校関係者、保護者、地域住民が参画し、地域社会の教育課題について共通理解をはかり、その解決のための日常的取組みを実践する。そして、「協育」ネットワークシステムの全体構想の最後の段階として、学校支援ネットワークを形成することになる。学校支援ネットワークは各学校に構築される。学校の教育活動を豊かにすべく、学校が求める地域人材やボランティアなどの発掘を行うなどの支援を行う組織である。この組織は、PTAや地域住民で構成される³¹⁾。

(3) 県教育委員会による地域「協育力」向上支援事業

県教育委員会は、地域「協育力」向上支援事業を通じて学校支援活動に取り組む市町村を支援し、「協育」ネットワークを活用した地域の教育の協働を推進している。

学校支援活動は、公民館等に配置された「協育」コーディネーターが学校から依頼を受け、支援内容に応じて保護者や地域の方々に支援ボランティアを依頼し、派遣する活動である。具体的内容は、授業におけるゲストティーチャーや学習サポーターなどの支援、読み聞かせ活動、部活動指導支援、図書室の本の整理や校内の樹木の剪定などの環境整備、登下校時の声かけや見守り活動、安全指導等、さまざまな活動が行われている。

このように保護者や地域の人々が学校支援に参加することで、子どもたちの学習への関心や意欲が高まったり、地域の子どもと大人が知り合い、声を掛け合える関係ができるなど学校や子どもたちにとって様々な効果が期待されている。一方で、支援に入る保護者や地域の人々にとっても、生涯学習活動の成果を活用する場となったり、日頃接することのない大人同士が活動を通して知り合いになるなど、地域の大人の関係作り、地域の教育力の向上等が期待されている³²⁾。(図3-6-2参照) 一方で、図3-6-3の通り、地域「協育力」向上支援事業を通じて学校支援活動に取り組む市町村は年々増加し、それに伴って支援件数やボランティア延べ数も増え続けている。

大分県の教育振興基本計画『「教育県大分」創造プラン2016』では、今後の取組として、「『協育』ネットワークの充実・深化」と「『協育』力を活かした地域活動の展開」を挙げている。

第一点目の「『協育』ネットワークの充実・深化」では、地域の活力を支える人材の育成と地域コミュニティの再構築のため、「協育」ネットワークを基盤とした新たな体制整備を推進するとしている。具体的には、「地域主導の子どもの学習活動や体験活動に参画・協働する機運の醸成」や「個人の学びの成果を地域でのボランティア活動等に活かすコーディネート機能の充実」、「『協育』ネットワークと子ども会や婦人会、青年団、PTAなど各種団体との連携強化」、「『協育』ネットワークを基盤とした、地域振興や産業経済等の領域との連携強化」が挙げられている。

第二点目の「『協育』力を活かした地域活動の展開」では、「協育」ネットワークを基盤とした「協育」力を活かし、多様な学習機会の提供を通じて

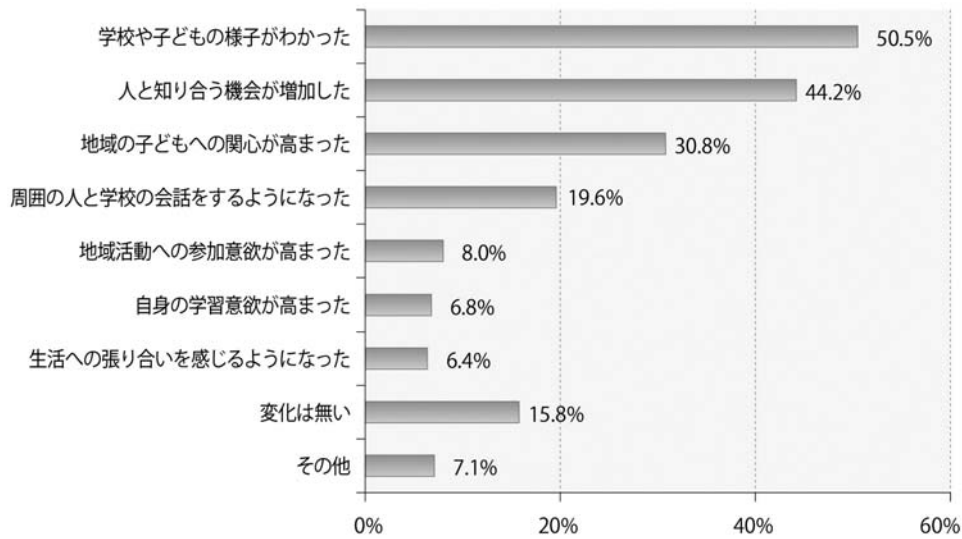


図 3-6-2 学校支援活動に参加しての地域住民の意識の変化

【出典】大分大学高等教育開発センター「家庭、学校、地域社会の『協育』ネットワーク構築の推進に関する調査報告～大分県における『学校支援地域本部事業』に係る意識調査から～」48頁。

表 3-6-3 学校支援活動を実施した市町村の推移

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
実施市町村数	15市町村	16市町村	16市町村	11市町村	11市町村	10市町村	10市町村	11市町村
支援件数	3,875件	8,120件	9,201件	13,721件	15,701件	14,970件	13,212件	13,771件
参加ボランティア延べ数	28,782名	60,136名	61,266名	68,703名	65,885名	73,215名	72,653名	75,696名

【出典】大分県教育委員会 学校支援活動

人と人の絆を紡ぐ取組を推進するとして、学校・家庭・地域が連携・協働した、放課後や土曜日等の子どもの学習支援の充実、学校の授業等支援や登下校の見守りなど、学校の求めに応じた活動の推進、地域独自の環境教育や防災教育、キャリア教育、「O-Labo³³⁾」の取組と連携した科学教育などの学習機会の充実、地域振興、産業経済等の地

域課題に対応した学習機会の充実、地域の伝統文化等を活用した郷土への誇りや愛着を育む学習の充実を挙げている。

そして、以下のような目標指標を示し、「協育」ネットワークの普及・拡大を通して、学校と地域の連携・協働を進めようとしているのである³⁴⁾。

(住岡敏弘)

■目標指標

指標名	基準値	目標値		
		年度	H31年度	H36年度
「協育」ネットワークの取組に参加する地域住民の数	7.8万人	H26	9.3万人	10.6万人
放課後チャレンジ教室等の活動に参加する児童数(再掲)	0.8万人	H26	1.0万人	1.2万人

4. 結語・まとめ

以上、西日本6県の「学校と地域との連携・協働」にかかる様相について、各県の教育振興基本計画の内容などから整理してきた。それらの比較から、以下の諸点を指摘したい。

第1に、「学校と地域との連携・協働」は、従来存在してきた地域コミュニティを基盤として展開されている。滋賀県では従前より地域と子どもたちとの良好なつながりが見られたり、先駆的にコミュニティ・スクールづくりを努めたりするなどの基盤が存在し、「地域の中で、地域の資源を生かしながら子どもを育てる」という理念のもとに、これまでの取り組みを広げるものとして「学校と地域との連携・協働」に関する施策が展開されている。また、大分県においては、10数年前より子育て・家庭教育支援、高齢者福祉、産業・経済、文化振興・社会体育、地域振興等、地域コミュニティのあらゆる団体や組織の把握と連携・協働を目指す『「協育」ネットワーク』づくりに取り組んでいる。地域にある既存の資源を生かし、繋げることにより、コミュニティの新たな可能性を広げるようとしている様子が各県の施策から窺えた。

であるがゆえに第2に、「学校と地域との連携・協働」は教育分野に留まらず、地域全体の問題として幅広く取り組まれている様子が散見される。特に鳥根県においては、教育政策の中心として、さらには地域づくりの中心として「学校と地域との連携・協働」を位置づけ、就学前から高校卒業までを見通した非常に包括的な計画を策定している。また、三重県においては直接的には「学校と地域との連携・協働」を示す施策項目は見られないものの、教育計画全体においてその取り組み内容が含まれていることが確認された。香川県においては、学校評価システムとも関連付けながら「学校と地域との連携・協働」に関する取り組みを進めており、より確実に施策を推進しようとする様子が窺える。いずれにしても、今回取り上げた6県はそれぞれに地理的条件や人口減少など、大小の課題を抱えた地域であると言え、そのような現状を打破する起爆剤として「学校と地域との連携・協働」を推進していると捉えられる。

第3に、「学校と地域との連携・協働」には、「地域連携」答申でも示されているように大きく2つの方向性がある。1つは新たな「教育体制の構築」である。これは“学校（教育実施主体）のための”「学校と地域との連携・協働」の方向性と言い換えることができる。もう1つは、「学校を核とした地域づくりの推進」である。これは“地域のための”「学校と地域との連携・協働」の方向性と換言できよう。いずれも、施策内容が非常に多岐に亘ることは想像に難くないし、どちらに比重を置くかによっても内容が変わってくるだろう。そのため、どのような目的をもってどのように連携・協働を進めていくのかは、より細かな単位、すなわち市町村及び各学校に委ねられる面が大きいと言える。その点では、広島県教育委員会においては各市町が主導で進める施策に対し、技術的サポートや必要に応じた人材派遣などを中心として、取り組みを行っている。具体的に「学校と地域との連携・協働」を進める主体に対し、より上部の行政単位がどのような役割を果たすのかという点で、この広島県における事例の報告は示唆的であると言える。同様に、大分県における地域「協育力」向上支援事業も各市町村のニーズに応じた取り組みを行っており、学校づくり、子どもと社会のつながり、さらには地域の大人同士の関係性などにおいて着実な成果を生み出している様子が看取される。

最後に、国と西日本6県の教育振興基本計画等の比較を通して課題を提起しておきたい。「学校と地域との連携・協働」を推進するための中心施策は、コミュニティ・スクールの導入促進にあることが国の教育振興基本計画及び「地域連携」答申から確認できる。2018（平成30）年6月に閣議決定された国の第3期教育振興基本計画（2018（平成30）年度から2022（平成34）年度）には、目標（6）として以下のような指標と目標が掲げられた^{35）}。

（測定指標）

- ・地域において子育ての悩みや不安を相談できる人がいる保護者の割合の改善
- ・地域の行事に参加している児童生徒の割合の改善

(参考指標)

- ・保護者や地域の人との協働による取り組みや活動が学校の教育水準の向上に効果があると思う学校の割合

○家庭の教育力の向上

- ・関係府省が連携し、妊娠期から学齢期以降までの切れ目のない支援の実現に向けて、地域における子育て支援と家庭教育支援の連携体制を構築し、教育委員会と他の部局の間、関係機関・関係者の中で、支援が必要な子供や家庭に関する情報の共有化や協働の促進を図る。
- ・家庭教育支援員となる人材の育成や、訪問型家庭教育支援の充実を図るとともに、必要となる個人情報の円滑かつ適切な共有に係る好事例の収集や周知を行うなど、様々な課題を抱えながらも地域から孤立し、自ら相談の場にアクセスすることが困難な家庭やその親子に対する支援を強化する。
- ・大人と子供が触れ合いながら充実した時間を過ごすことができるよう、学校休業日の分散化、有給休暇取得の促進、多様な活動機会の確保の取組を官民一体として推進する。

○地域の教育力の向上、学校と地域との連携・協働の推進

- ・地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みである学校運営協議会制度を全ての公立学校において導入することを目指し、各地域における推進を担う人材の確保・育成を通じて、コミュニティ・スクールの導入の促進及び運営の充実を図る。
- ・地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員の配置の促進や研修の充実及び地域学校協働本部の整備等により、全小中学校区における幅広い地域住民や地域の多様な機関・団体等の参画を通じた地域学校協働活動の全国的な推進を図る。その際、関係府省が連携し、放課後や土曜日等の学習・体験プログラムの充実や、企業等の外部人材等の活用を促進する。

- ・児童生徒の地域行事やボランティア活動への参加や高校生らがビジネスの手法等を学び、地域の大人たちとともに地域課題を解決する取組を促進する。さらに、教師の担う重要な職責に対する社会における理解醸成を進める。

これまで見てきたように、今回取り上げた6県は国が今般教育振興基本計画に示した内容にすでに取り組んでいると言える。だとすれば、国はそれら各地方が現在進行形で進めている取組に対し、どのような支援を図っていることができるかが重要になってくるのではないだろうか。「地域連携」答申においては、「学校と地域との連携・協働」にかかる国の役割として、○活動推進のための体制整備及びコーディネーターの役割・資質等についての明確化、○各都道府県・市町村における地域学校協働活動の推進に対する体制面・財政面の支援、○都道府県、市町村、コーディネーター間の情報共有、ネットワーク化の支援³⁶⁾の3点が示されているが、より各自治体の課題やニーズに即した支援の在り方を見定めていく必要があるだろう。さらに、第3期教育振興基本計画においては、今後の教育政策に関する基本的な方針として、「教育施策を効果的かつ着実に進めるとともに、教育政策の意義を広く国民に伝え、理解を得る上でも、施策の目的に照らして求める成果を明確にするとともに、客観的な根拠(エビデンス)を整備して課題を把握し、評価結果をフィードバックして既存の施策や新たな施策に反映させる³⁷⁾」ことが掲げられている。「学校と地域との連携・協働」にかかる施策についても、国は支援をするに留まらず、その施策が各学校・地域においてより効果的に進められるような体制づくりをさらに志向していく必要があると言えよう。

(黒木貴人)

【参考資料】

<国に関する資料>

1. 「教育振興基本計画」(2008(平成20)年7月1日閣議決定)
2. 「教育振興基本計画」(2013(平成25)年6月

14日閣議決定)

3. 中央教育審議会「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について(答申)」(2015(平成27)年12月21日).
4. 「教育振興基本計画」(2018(平成30)年6月15日閣議決定)
5. 教育再生実行会議「『学び続ける』社会, 全員参加型社会, 地方創生を実現する教育の在り方について」(2015(平成27)年3月4日)

<三重県に関する資料>

1. 三重県『三重県教育ビジョン～子どもたちの希望と未来のために～』2016年.

<滋賀県に関する資料>

1. 滋賀県『滋賀県教育振興基本計画』2009年.
2. 滋賀県『第2期滋賀県教育振興基本計画』2014年.

<香川県に関する資料>

1. 香川県教育委員会『香川県教育基本計画(平成28年度～32年度)』2016年.
2. 香川県教育委員会『平成30年度 教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書(平成29年度対象)』2018年.

<広島県に関する資料>

1. 広島県教育委員会『広島県教育委員会主要施策実施方針』2011年.
2. 広島県『ひろしま未来チャレンジビジョン』2010年.

<島根県に関する資料>

1. 島根県教育委員会『しまね教育ビジョン21』2004年.
2. 島根県教育委員会『第2期しまね教育ビジョン21』2014年.
3. 島根県『島根県総合発展計画第3次実施計画』2016年.

<大分県に関する資料>

1. 大分県社会教育委員会議答申「子どもの『生きる力』をはぐくむ学校教育と社会教育の協働の在り方について」2010年.
2. 大分県『「教育県大分」創造プラン2016』2016年.

注

- 1) 中央教育審議会「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について(答申)」(2015(平成27)年12月21日), 10頁.
- 2) 倉知典弘「学校と地域の連携をめぐる政策展開過程の検討—「チームとしての学校」の意義について—」『吉備国際大学研究紀要(人文・社会科学系)』増刊号, 2017年, 65頁.
- 3) 日本教育経営学会においては、『日本教育経営学会紀要』第54号(2012年)にて「教育経営と地域社会」とのテーマで特集が組まれている. 直近の紀要(第60号, 2018年)においても, 「教育経営研究の課題と展望」とのテーマのもとに湯藤定宗が「教育経営研究の有用性と教育経営研究者の役割—学校と地域との連携に焦点を当てて—」との論稿を寄せている. また, 日本教育行政学会においては『日本教育行政学会年報』第37号(2011年)にて「変動する地方分権改革と教育行政」という特集を組んでいる.
- 4) 田中壮一郎監修・教育基本法研究会編著『逐条解説 改正教育基本法』第一法規, 2007年, 159頁.
- 5) 「教育振興基本計画」(2008(平成20)年7月1日閣議決定), 15-16頁.
- 6) 「教育振興基本計画」(2013(平成25)年6月14日閣議決定), 65頁.
- 7) 教育再生実行会議「『学び続ける』社会, 全員参加型社会, 地方創生を実現する教育の在り方について」(2015(平成27)年3月4日), 11頁.
- 8) 同上, 13頁.
- 9) 中央教育審議会「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について(答申)」(2015(平成27)年12月21日), 1頁.
- 10) 同上.
- 11) 同上, 29頁.
- 12) 文部科学省「コミュニティ・スクールの導入・推進状況(平成30年4月1日)」(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/shitei/detail/1405722.htm) (最終アクセス: 2018年9月30日)

- 13) 『三重県教育ビジョン～子どもたちの希望と未来のために～』2016年, 1頁.
- 14) 同上, 38頁.
- 15) 同上, 78頁.
- 16) 同上.
- 17) 同上.
- 18) 「平成29年度第3回三重県総合教育会議の論点」(三重県ホームページ, <http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000743805.pdf>, 最終アクセス2018年9月24日)
- 19) 「地域の教育力の活用について」(三重県ホームページ, <http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000743814.pdf>, 最終アクセス:2018年9月24日)
- 20) 「平成29年3回三重県総合教育会議概要」(三重県ホームページ, <http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000743814.pdf>, 最終アクセス:2018年9月24日)
- 21) 同上.
- 22) 文部科学省「コミュニティ・スクールの指定状況(平成19年4月1日)」(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/shitei/detail/1311440.htm) (最終アクセス:2018年9月23日)
- 23) 具体的な取組みとして, 課題発見・解決学習で「地域の暮らしや伝統文化, 諸課題など」(小学校段階), 「広島伝統文化・歴史, 諸課題など」(中学校段階), 「日本の伝統文化・歴史, 地域環境の諸課題など」(高等学校段階)をテーマに実施したり, 異文化間協働活動で「グローバル・キャンプなど」(小学校・中学校段階), 「姉妹校交流・海外留学」(高等学校段階)を実施するなどが例示されている.
- 24) 広島県教育委員会ホームページより (<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/juten-h29kyoudoukatsudou.html>) (最終アクセス:2018年9月29日)
- 25) 文部科学省「地域学校協働活動事例集」107頁より(文部科学省ホームページ http://manabimirai.mext.go.jp/assets/files/28hyousyoujirei/101_hiroshima.pdf) (最終アクセス:2018年9月29日)
- 26) 安芸高田市教育委員会「平成30年度教育要覧」8頁より(安芸高田市教育委員会ホームページ http://www.akitakata.jp/akitakata-media/filer_public/63/2e/632ee719-25e5-424f-8a39-86bff836014e/10h30nendo-kyouiku-youran-zentai.pdf) (最終アクセス:2018年9月29日)
- 27) 文部科学省「地域学校協働活動事例集」, 106頁より.
- 28) NPO法人大分県「協育」アドバイザーネットワーク (https://kyouikunet.sakura.ne.jp/index.php?page_id=50) (最終アクセス:2018年9月28日)
- 29) 大分県教育委員会『地域協育振興プラン平成19年度～平成27年度』; 大分県教育委員会「協育」ネットワーク (<https://www.pref.oita.jp/site/syakaikyoiku/list21496-25153.html>) (最終アクセス:2018年9月28日)
- 30) NPO法人大分県「協育」アドバイザーネットワーク (https://kyouikunet.sakura.ne.jp/index.php?page_id=50) (最終アクセス:2018年9月28日)
- 31) 山崎清男・中川忠宣・矢野修「家庭・学校・地域社会の連携・協働による教育システムの構築—「協育」ネットワークシステムの形成を中心として—」『大分大学生涯学習教育研究センター紀要』第7号, 2007年, 39-41頁.
- 32) 大分県教育委員会 学校支援活動 (<https://www.pref.oita.jp/site/syakaikyoiku/post-7.html>) (最終アクセス:2018年9月28日)
- 33) 子どもたちの科学や技術への興味・関心を高めることを目的として, 平成22年から開設している科学体験教室のこと. 大学・高等学校や企業等と連携し, 夏季休業期間や土・日曜日等を中心に科学体験講座を実施している.
- 34) 大分県の教育振興基本計画「『教育県大分』創造プラン2016」54-55頁.
- 35) 「教育振興基本計画」(2018(平成30)年6月15日閣議決定), 60頁.
- 36) 中央教育審議会「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について(答申)」(2015(平成27)年12月21日), 62頁.
- 37) 「教育振興基本計画」(2018(平成30)年6月15日閣議決定), 20頁.

Characteristics and Problems about “Cooperation/Coproduction between School and Community” on the Basic Plan for Promotion of Education developed by several Local Governments in the West Japan

Toshiyuki ICHIDA · Toshihiro SUMIOKA · Jun TAKIZAWA · Midori MIYAMA
Yuko FUJIMURA · Shun FUJIMOTO · Tomomi KOBAYAKAWA · Takahito KUROKI

Keywords: Cooperation/Coproduction between School and Community,
Basic Plan for Promotion of Education, Educational Administration of Local Government,
Community School, Community Renovation

Summary

This paper aims to clarify the characteristics and problems about the trends, characteristics and problems of national policy and policies of 6 local education boards in West Japan on “cooperation/coproduction between school and community”.

In the early 2000s, School Board Meeting and Community School were legislated, and the clause of “Partnership and Cooperation among Schools, Families, and Local Residents” was newly established in the new Fundamental Law of Education revised in 2006. After that, in the Basic Plan for Promotion of Education, that formulated by the national government, cooperation between school and community was indicated as a goal. In addition, Community School has been legally required to be expanded during recent years.

In this paper, we analyzed Basic Plan for Promotion of Education created by six Local Government in the West Japan. As a result, we found the following characteristics about local efforts of “cooperation/coproduction between school and community”; that is based on relationship among school and community which existed before in the local community; that has tackled cooperation between school and community as the problem of whole community beyond the education; that has two directions for the school and the community and its contents of the policy differs according to the status of the community.

National Government needs to create system for implementing policy more effectively on the Local Government.